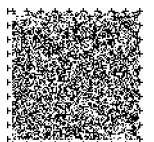

第4期昭島市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

【概要版】

昭 島 市



計画策定の主旨と背景

1 計画策定の主旨

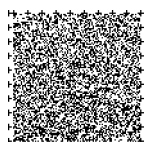
- ◇市ではこれまで、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン」を引き継ぐ計画として、生活支援に重点を置いた「昭島市障がい福祉計画（平成18～20年度）」、「第2期昭島市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」、「第3期昭島市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきました。
- ◇今回の「第4期昭島市障害福祉計画（平成27年度～29年度）」は、新たな障害者のニーズや障害のある人を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画策定の背景

- ◇わが国では、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現に向け、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- ◇障害福祉制度については、平成15年度からの支援費制度の導入、平成18年度からの障害者自立支援法の施行、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの提供体制が整備されるとともに、「第3期昭島市障害福祉計画」の策定を行った平成24年3月以降、障害福祉制度に関するさまざまな法律の制定や改正が行われています。

◇障害福祉施策の経緯【平成23年以降の主な制度改正】

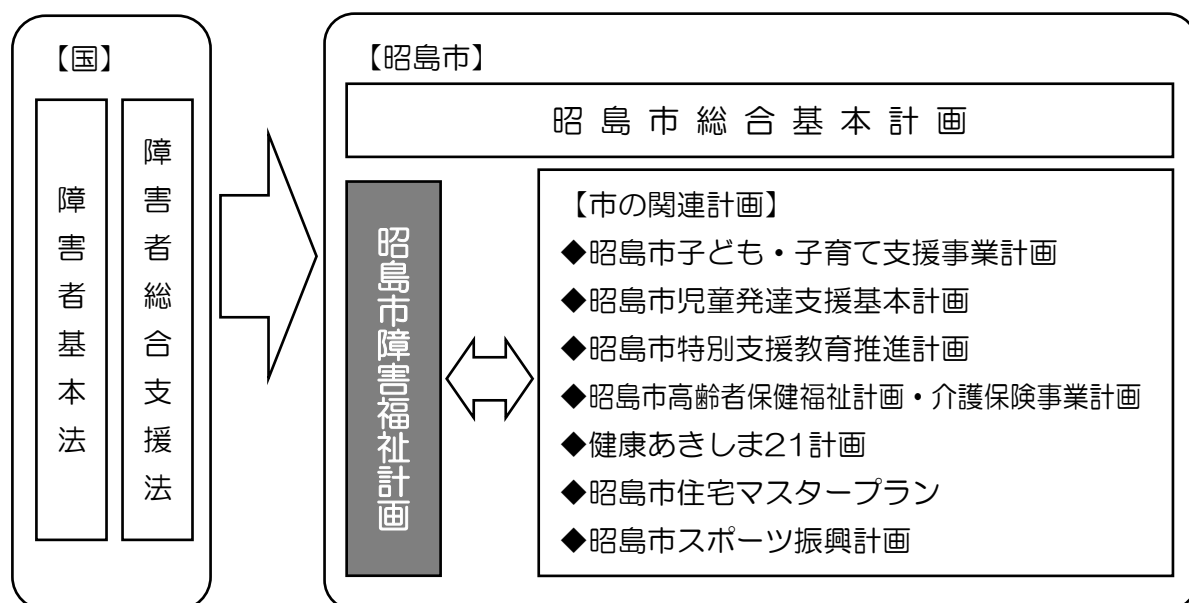
障害者虐待防止法の制定・施行	（平成23年6月制定・平成24年10月施行）
障害者総合支援法の制定・施行	（平成24年6月制定・平成25年4月ほか施行）
障害者優先調達推進法の制定・施行	（平成24年6月制定・平成25年4月施行）
精神保健福祉法の改正	（平成25年6月改正・平成26年4月ほか施行）
障害者差別解消法の制定・施行	（平成25年6月制定・平成28年4月施行）
障害者雇用促進法の改正	（平成25年6月改正・平成25年6月ほか施行）
第3次障害者基本計画の策定	（平成25年9月策定）
障害者権利条約の批准	（平成26年1月批准）



計画の性格・位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するもので、障害者に関する施策を分野別に明らかにするとともに、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るものです。

◇本計画は「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の関連計画との調和を図り策定するものです。

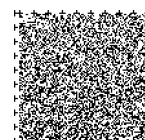


計画の期間

◇本計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

◇障害福祉計画に盛り込んだ事項（成果目標や活動指標）については、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として調査や分析を行い、必要があると認められるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直しなどの必要な措置を講ずることとします。

平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第1期障害福祉計画											
			第2期障害福祉計画								
						第3期障害福祉計画					
									第4期障害福祉計画		



基本理念

本計画においては、障害のある人も障害のない人も、ともに地域社会でいきいきと社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの実現に取り組みます。また、自立と社会参加を基本に、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができる環境の整備と障害福祉サービスの充実にも努めます。

ともに支え合う共生のまち・あきしま

- 1 【地域で安心して暮らせる社会の実現】
- 2 【地域における自立生活の実現】
- 3 【ともに支え合うインクルーシブな共生社会の実現】

基本的視点

◇視点1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が自立と社会参加を実現するには、自ら生活する場の選択や必要となる障害福祉サービスを自己決定する機会を確保するとともに、自己の選択と決定を尊重し、その意思決定のプロセスを支援することが必要です。

◇視点2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障害の種別や程度にかかわらず、本人が必要とする障害福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、障害福祉サービスの提供を目指します。

◇視点3 地域生活への移行やその継続に向けた地域基盤の整備

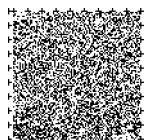
行政・医療機関・障害福祉サービス事業所などの関係機関や地域住民などの地域主体の相互理解と有機的な連携協力のもと、保健・医療、福祉、教育、就労など、さまざまな課題に対応した適切なサービスが提供できる環境の整備を目指します。

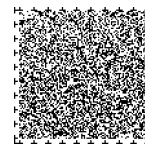
◇視点4 障害のある子どもへの支援体制の整備

保健・医療、福祉、教育・保育などの関係機関と連携を図るなかで、特別な配慮が必要とされる児童（要配慮児童）を早期に発見し、適切な療育・支援につなげます。また、要配慮児童とその保護者に対し、ライフステージを通じ、効果的で切れ目のない支援を提供するための体制整備を目指します。

◇視点5 地域で元気に安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域で気軽に相談ができる環境の整備や障害福祉サービスなどに関する情報提供の充実を図るとともに、バリアフリーや地域福祉権利擁護の推進を目指します。





重点的な取組項目

本計画では、「基本理念」と「基本的視点」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、積極的な取組により事業を推進していくため、次の3つの個別施策について、重点的な取組項目として掲げました。

◇取組1 相談支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活をおくるために、生活に寄り添った支援やサービスを受けることができるよう、基本相談や計画相談などのきめ細かな相談支援を提供します。また、障害福祉サービスなどの幅広い情報提供と、利用者が望む生活に関するニーズのアセスメントを実施し、サービス等利用計画の作成を支援します。

更に、市が関係機関、障害福祉サービス事業者、障害福祉関係団体などとの有機的な連携を図り、相談支援事業を軸として一体的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。

◇取組2 障害のある子どもへの支援

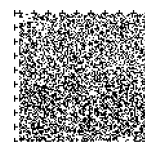
障害のある子どもや、要配慮児童の相談支援環境などの整備を図るため、児童発達支援センターの設置に向けた検討を進めます。また、関係機関との連携を充実させ、途切れのない支援を実施します。

母子保健分野では、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業において、子どもの発育・発達の遅れや偏りなどに対して、親子の不安と丁寧に向き合い、気持ちに寄り添いながら、専門相談や療育機関・子育てサービス機関などに結びつける支援を行います。また、子どもへの支援とともに、早期療育に向け「気づき」を保護者に働きかける取り組みを行います。

療育支援として、既存の児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、就学前及び学齢期の障害のある子どもに対して、関係機関と連携した途切れのない支援を実施します。

◇取組3 就労支援の充実

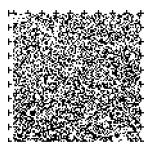
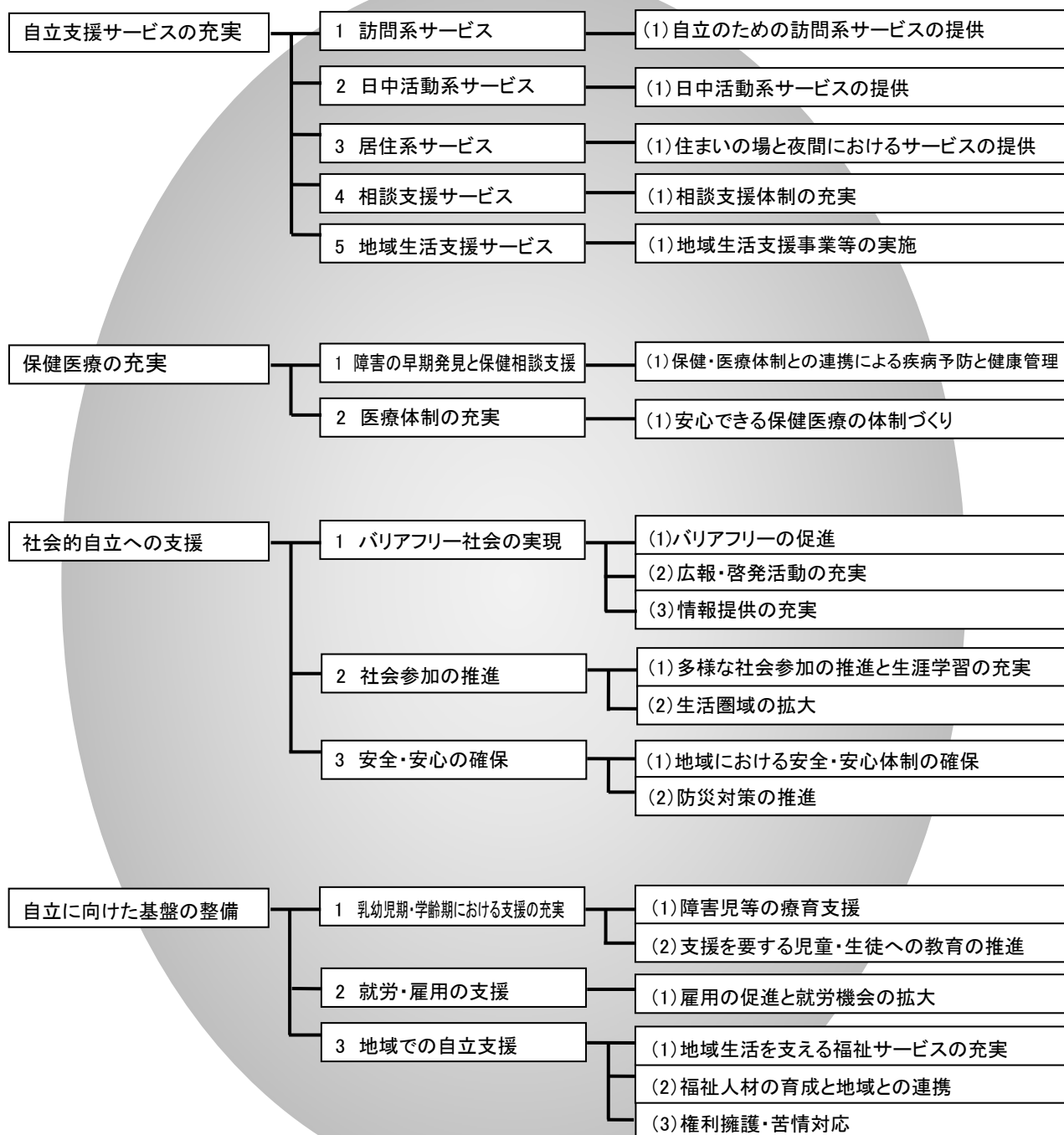
障害のある人の就労にあたっては、職業準備支援、求職活動支援、職場定着支援など多様な支援が必要です。市では、障害のある人の就労に関して、障害者就労支援センター及び障害者就労支援事業者などと連携を図りながら、切れ目のない就労支援を実施します。また、障害のある人を雇用している企業や関係機関との連携を図り、障害のある人の雇用の拡大に向けた環境づくりを進めます。



施策の体系

本計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、関連分野の相互の連携を図りながら、次の基本施策について総合的に取り組みます。

【基本施策の体系図】



平成29年度末までに達成すべき成果目標

本計画における、平成29年度末までに達成すべき成果目標を以下のとおり設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 平成25年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

平成25年度末時点		平成29年度末まで
71人	平成25年度末時点の12%以上が地域生活に移行	9人が地域生活に移行

(2) 施設入所者の削減数

平成25年度末時点		平成29年度末まで
71人	平成25年度末時点の人数を超えないこと	削減数 0人 (施設入所者数 71人)

2 地域生活支援拠点等の整備

- 平成29年度末までに、地域生活支援拠点等を1か所整備することについて、検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数

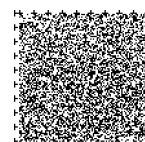
平成24年度末時点		平成29年度末まで
10人	平成24年度末時点の2倍が一般就労へ移行	20人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成25年度末時点		平成29年度末まで
16人	平成25年度末時点から約6割増加	26人

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

- 平成29年度において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上にすることを目指します。



障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

平成29年度までの、障害福祉サービス等の見込量（活動指標）を以下のとおり設定します。

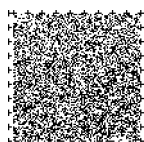
1 障害福祉サービス

（1）訪問系サービス（1月当たり）

サービス種別	第4期計画見込量		
	27年度	28年度	29年度
居宅介護	1,793時間	1,870時間	1,947時間
	163人	170人	177人
重度訪問介護	4,056時間	4,394時間	4,732時間
	24人	26人	28人
同行援護	1,012時間	1,122時間	1,254時間
	46人	51人	57人
行動援護	336時間	350時間	364時間
	24人	25人	26人
重度障害者等包括支援	600時間	600時間	600時間
	1人	1人	1人

（2）日中活動系サービス（1月当たり）

サービス種別	第4期計画見込量		
	27年度	28年度	29年度
生活介護	3,097人日	3,249人日	3,401人日
	163人	171人	179人
自立訓練（機能訓練）	20人日	20人日	20人日
	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	140人日	160人日	180人日
	14人	16人	18人
就労移行支援	300人日	345人日	390人日
	20人	23人	26人
就労継続支援（A型）	304人日	342人日	380人日
	16人	18人	20人
就労継続支援（B型）	3,660人日	3,810人日	3,960人日
	244人	254人	264人
療養介護	570人日	600人日	630人日
	19人	20人	21人
短期入所	215人日	245人日	280人日
	43人	49人	56人



(3) 居住系サービス（1月当たり）

サービス種別	第4期計画見込量		
	27年度	28年度	29年度
共同生活援助（GH）	82人	94人	108人
施設入所支援	72人	72人	71人

(4) 相談支援（1月当たり）

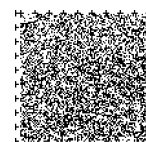
サービス種別	第4期計画見込量		
	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	150人	165人	180人
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	3人	3人	3人

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援（1月当たり）

サービス種別	第4期計画見込量		
	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	189人日	203人日	224人日
	27人	29人	32人
放課後等デイサービス	710人日	820人日	940人日
	71人	82人	94人
障害児相談支援	20人	22人	24人

【サービス見込量の単位「時間分と人日分」】

- 「時間分」とは、『月間のサービス提供時間』のことで、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。
- 「人日分」とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。



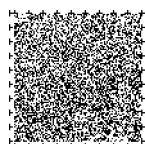
2 地域生活支援事業

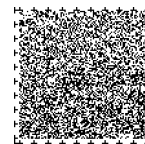
(1) 必須事業（年度当たり）

サービス種別		第4期計画見込量		
		27年度	28年度	29年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
	自立支援推進協議会	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業		2人	2人	2人
コミュニケーション支援事業		200人	210人	220人
移動支援事業		9,900時間	10,010時間	10,120時間
		900人	910人	920人
日常生活用具	介護訓練支援事業	6件	7件	8件
	自立生活支援用具	23件	28件	33件
	在宅療養等支援用具	8件	9件	10件
	情報・意思疎通支援用具	21件	22件	23件
	排せつ管理支援用具	2,100件	2,150件	2,200件
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	2件	2件	2件
	計	2,160件	2,218件	2,276件
地域活動支援センター（Ⅰ型）		1か所	1か所	1か所
		2,500人	2,500人	2,500人

(2) その他事業（年度当たり）

サービス種別		第4期計画見込量		
		27年度	28年度	29年度
巡回入浴サービス事業		11人	11人	11人
		850回	850回	850回
手話通訳者養成事業	上級	20人	20人	20人
	応用	10人	10人	10人
自動車運転教習費助成事業		2人	2人	2人
自動車改造費助成事業		2人	2人	2人





計画の推進体制

1 市民参加の推進

計画の策定や見直しに当たっては、アンケート調査やパブリックコメントなどにより、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。また、計画の推進に当たっては、障害のある人を取り巻く現状や今後の動向などを考慮するなかで、行政と市民、障害福祉サービス事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。

2 障害福祉サービスの提供体制の整備

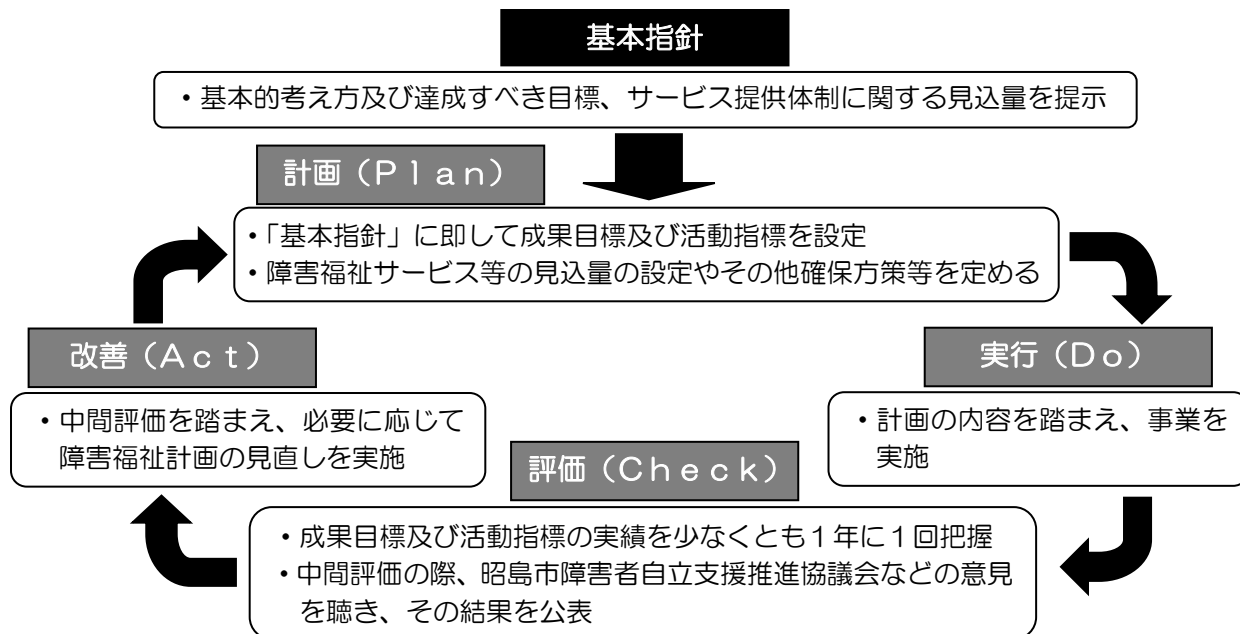
地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害のある人が自分にあったサービスを選択できる環境を整備するため、民間の障害福祉サービス事業者に対して、情報提供を行い、市内への新規参入を誘致するなど、サービスの提供体制の拡大を図ります。

3 関係者や関係機関との連携の推進

障害の特性などの理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、社会福祉協議会、障害福祉団体やサービス提供事業者などが会員となって構成されている昭島市障害者（児）福祉ネットワーク、保健・医療関係者、教育関係者など、さまざまな関係者や関係機関との連携・協働を推進します。

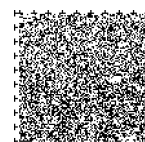
計画の進行管理・評価

計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルに沿って行うとともに、各事業の進捗状況及び成果目標の達成状況などについて、適切に評価するため、中間評価の際には「昭島市障害者自立支援推進協議会」などの意見を聴くとともに、その結果を公表することとします。



【PDCAサイクルとは】

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。



第4期昭島市障害福祉計画【概要版】
（平成27年度～平成29年度）

発行年月 平成27年3月

発 行 昭島市

編 集 昭島市保健福祉部障害福祉課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

電 話 042-544-5111（代表）

FAX 042-546-8855

